

おだわら

昭和47年12月
編集・発行 小田原市広報課
小田原市城内3番22号 〒250
昭和29年10月25日第3種郵便物認可

用途地域計画特集第2号

緑と水の豊かな 住みよい都市づくり



酒匂方面から市街地を望む

用途地域の指定基準と地区計画

(案)

- [1] 既市街地の整備
- [2] 新規開発地の整備
- [3] 近隣商業地域

中高層住宅および、中

低層住宅

保育所

幼稚園

保育室

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

二

三

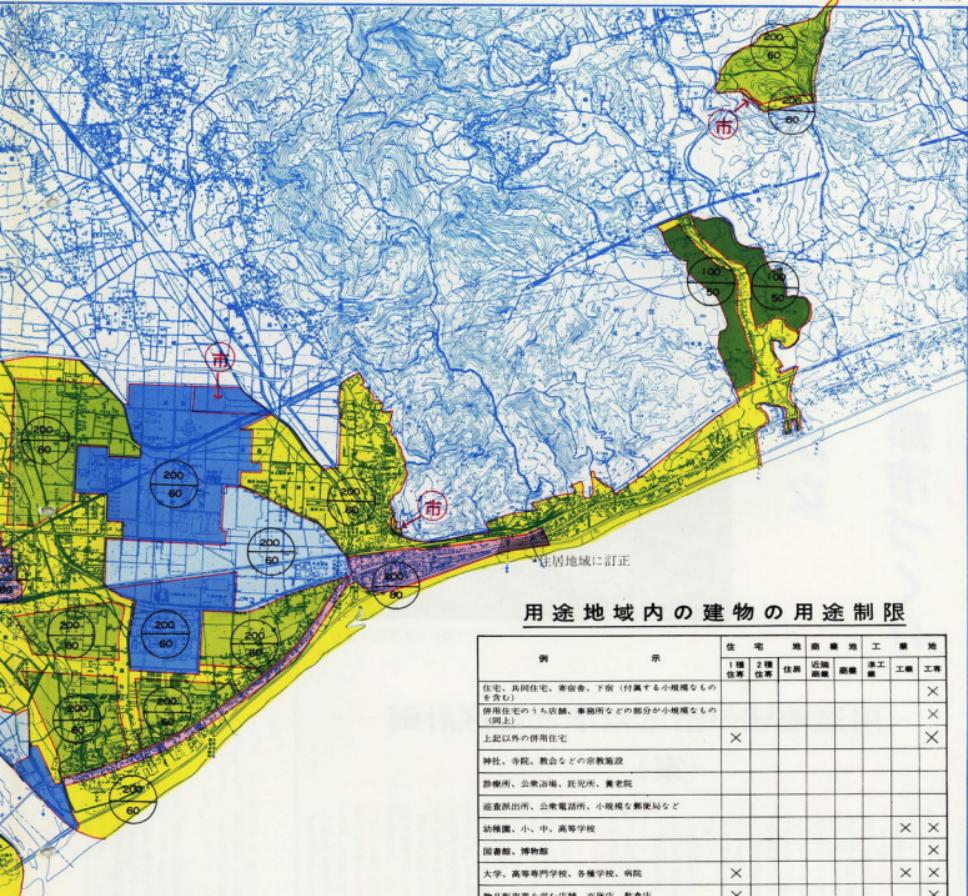
四

五

六

七

八



用途地域内の建物の用途制限

例 示	住 宅 地		商 売 地		工 事 地	
	1種 住 宅	2種 住 宅	住 宅	近隣 施設	施設	工事 工場
住宅、共同住宅、宿泊施設、下宿(付属する小規模なものも含む)						×
卸売店のうち店舗、事務所などの部分が小規模なもの(屋上)						×
上記以外の併用住宅			×			×
神社、寺院、教会などの宗教施設						
診療所、公衆浴場、託児所、養老院						
運送派出所、公衆電話所、小規模な郵便局など						
幼稚園、小、中、高等学校						×
図書館、博物館						×
大学、高等専門学校、各種学校、病院			×			×
物品販売を営む店舗、百貨店、飲食店			×			×
理髪店、などの上記以外の店舗、事務所			×			
ホテル、モーテル、旅館			×	×		×
ガーデンシティ、スケート場、まみじん屋、バチンコ屋などの遊戯施設			×	×		×
劇場、映画館、カラオケバー、バー、料理店、ダンスホール、トコ屋などの飲食施設			×	×	×	×
営農用倉庫、50t をこえる車庫			×	×	×	
営農用以外の倉庫			×			
自動車教習所、15m をこえる倉庫			×			
パン、菓子、豆類などの小規模な食品製造工場、15d以下の面積			×			
作業場が50m ² 以下で、騒音、爆発、悪臭などの影響の小さな工場			×	×		
作業場が150m ² 以下で、騒音、爆発、悪臭などの影響の小さい工場			×	×	×	
爆発、引火などの危険がやや小さく、大気汚染水質汚濁などの公害の少ない工場			×	×	×	×
毒性が大きいが、広い範囲に公害をもたらすおそれのある工場			×	×	×	×
危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設			×			
危険物の貯蔵、処理の量が非常に多い施設						
少ない施設	×	×	×			
やや多い施設	×	×	×	×	×	
多い施設	×	×	×	×	×	
耐震性の弱い、土壌構成、大津波場、汚物処理場、ごみ焼却炉などの特殊施設			×			

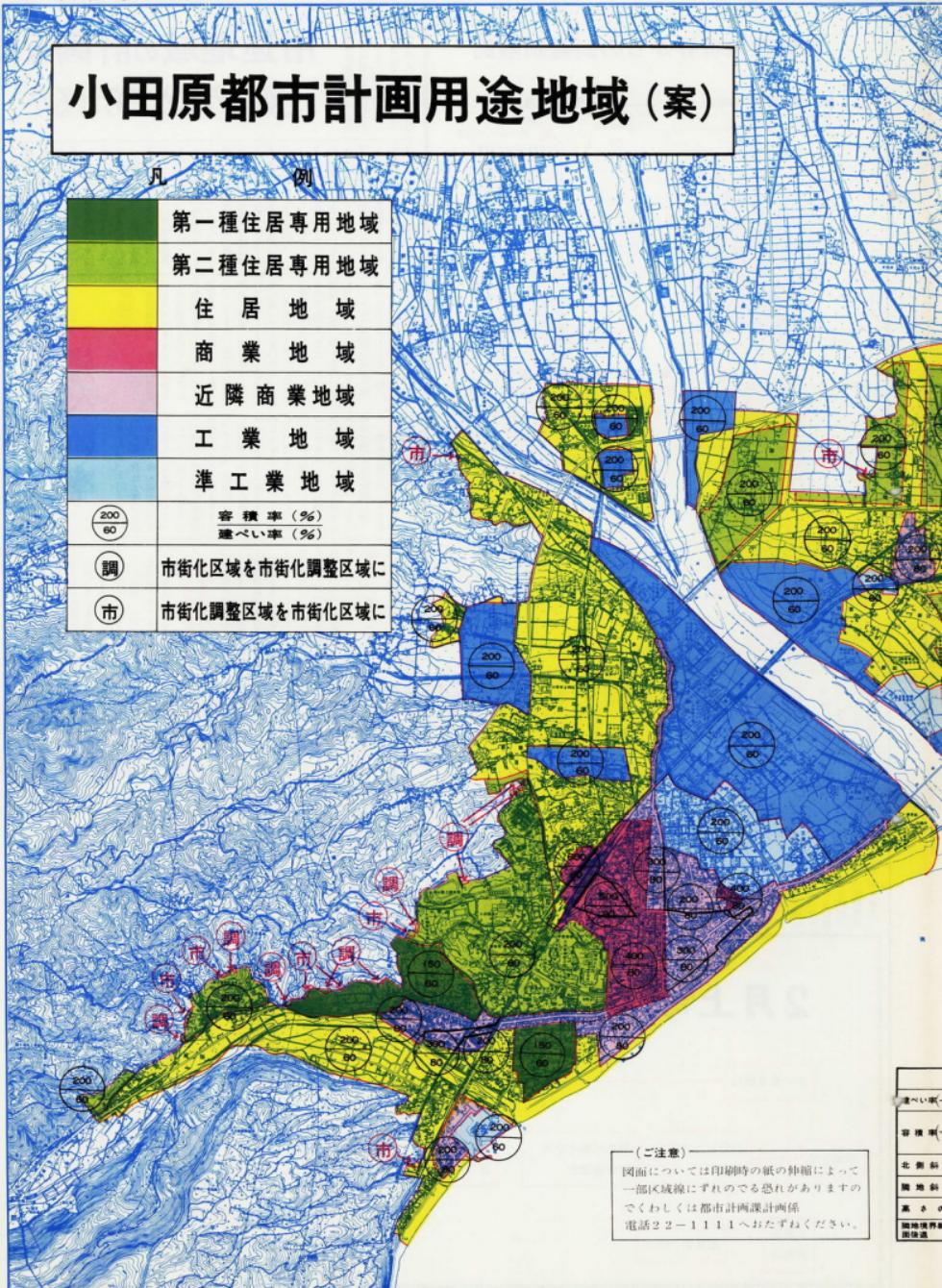
□ 建てられる用途

× 建てられない用途 (ただし、利害関係人の懇意を行ない建築審査会の同意を経て、承り) (承り)由が許可した場合は建てられる

小田原都市計画用途地域(案)

凡例

第一種住居専用地域
第二種住居専用地域
住居地域
商業地域
近隣商業地域
工業地域
準工業地域
容積率(%) 建ぺい率(%)
調
市街化区域を市街化調整区域に
市
市街化調整区域を市街化区域に

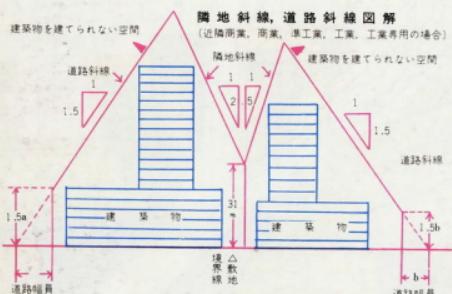
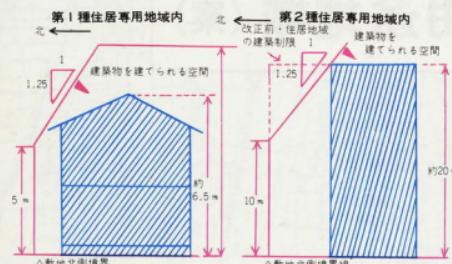


(ご注意)

図面については印刷時の紙の伸縮によって一部区成線にずれの恐れがありますのでくわしくは都市計画課計画係
電話22-1111へおたすねください。

第一種
第二種
近隣商業
商業
準工業
工業
市街化調整
市街化

北側敷地境界からの斜線制限例



既存不適格建築物の取り扱い

今回用途地域の指定により現段階に建つてある建築物で、その建築物について

九、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

八、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

七、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

六、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

五、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

四、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

三、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

二、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

一、台数または容積量の増加によって現段階に建つてある建築物について

用途地域の計画はどのようにたてられるか

商業地帯、市民生活地帯など、地形や交通条件作からして計画がなされています。このため、地盤や敷地の利用によって、また、その他の条件によって、建物の高さや面積を規制するものとされています。たとえば、市街地では、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約20mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約10mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約5mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約6.5mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。また、市街地の北側境界から建築物を建てられる空間が約1.25mと定められています。

2月上旬から2週間縦覧

意見はこの期間に

